

子どもの法

山崎聡一郎著

伊藤ハムスターイラスト

弘文堂 二〇一九年八月

二〇一ページ 21×15

1100円



本書は、子どもが自分の身を守るために、法をわかりやすく紹介するというコンセプトのもと、刑法やいじめ防止対策推進法等を平易な言葉で丁寧に解説する良書だ。大人でも理解が難しい法を、ここまで噛み砕いて表現するのは極めて困難だっただろう。それをクラウドファンディングや多くの専門家の協力を得て実現させられたのは、著者の「子どもを守りたい」という情熱と強い信念があったからだ。是非多くの人たちに手に取って欲しいと思う。

他方で法律家として、本書をより上手に有効に活用するため、大人の読者の方々にご留意いただきたいことがある。

それは、犯罪になることや損害賠償請求されることを強調して子どもものの行為をやめさせようとするのには慎重になつて欲しいということだ。つまり、法律を「ナマハゲ的」に使わないで欲しい。処罰されるかもしれないという恐怖による圧力はけつして良い効果を生まないし、私たち大人が最も伝え

たい「法が守ろうとしている生命や個人の尊厳という価値」が伝わらなくなるからだ。

例えば本書では、「気軽に『死ぬ』と言うこと」が刑法二〇二条自殺関与罪に当たると紹介されている。相手が自殺やその未遂に至れば確かに同罪又はその未遂罪は成立しうる。だから、同条をもつて「犯罪になるから人に『死ぬ』と言つてはいけない」と言いたくなる気持ちはわかる。しかし、相手が具体的な自殺行為に及ばなければ、たとえ何度死ねと言つたとしても自殺関与罪や同未遂罪は成立しない。「犯罪になるからやめなさい」という理屈は、どうしても「犯罪にならなければセーフ」という理屈を生む。犯罪」という言葉は子どもたちにとってそれほどに重い。大人がその言葉を振りかざせば振りかざすほど、そこから逃れようと子どもたちは様々な理屈を考え始める。しかし、私たちが子どもたちとしたいのはそんな本質から外れた些末な議論ではない。

本書を読みながら、各法律の役割や各条文が何を守ろうとしているのかを子どもと一緒に考えてみて欲しい。法があらゆる場面を想定し、あらゆる角度から私たち一人一人の生命や尊厳を守ろうとしていることにきつと気付く。それこそが、私たちが子どもたちに伝えたい本当の価値だ。それは、本書が個別の法律の解説ではなく、「六法」であるからこそ得られる気付きだと思う。本書をきっかけに、子どもたちとより深い議論がなされることを願っている。

●真下麻里子

こどもとしょかん

2020 冬 164

- 二つのことばを生きる子どもたちへ (2)
——在日系ブラジル人の子どもたちへの読書支援活動
・活動報告 編集部 ・今後の課題と謝辞 渡部伸子
- 日本語指導の新たな取り組み 築樋博子先生に聞く



東京子ども図書館

